

4 正社員以外の労働者に関する状況

(1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」37.3%（令和2年調査38.2%）、「有期契約労働者」41.5%（同41.4%）、「嘱託労働者」39.6%（同37.4%）、「派遣労働者」6.6%（同6.1%）となっている。

労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」30.0%（同29.5%）、「有期契約労働者」32.9%（同31.5%）、「嘱託労働者」29.9%（同30.4%）、「派遣労働者」2.2%（同1.2%）となっている。（第10表）

第10表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合

（単位：％）

区 分	事業所に 該当労働者が いる 計 1)	組合加入資格の有無			
		組合加入資格 がある 2)	組合員の有無		組合加入資格 がない
			組合員がいる	組合員はいない	
令和3年調査					
パートタイム労働者	100.0	37.3	30.0	6.8	62.2
有期契約労働者	100.0	41.5	32.9	7.8	57.9
嘱託労働者	100.0	39.6	29.9	8.7	60.0
派遣労働者	100.0	6.6	2.2	4.3	93.2
令和2年調査					
パートタイム労働者	100.0	38.2	29.5	8.5	61.8
有期契約労働者	100.0	41.4	31.5	9.3	58.1
嘱託労働者	100.0	37.4	30.4	6.4	62.6
派遣労働者	100.0	6.1	1.2	4.9	93.6

注：1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

(2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（令和2年7月1日から令和3年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」39.2%（令和2年調査38.3%）が最も高く、次いで「同一労働同一賃金に関する事項」33.7%（同40.5%）、「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」20.2%（同23.8%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」31.7%（同31.7%）が最も高くなっている。（第11表）

第11表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合

区分	計	複数回答（単位：％） 令和3年											
		過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する事項について話合いが持たれた事項	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への通知	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の労働条件	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項
	1)	2)	2)	20.2	10.6	39.2	31.7	13.5	21.9	17.6	13.1	33.7	
計	100.0	55.1	16.5	15.8	20.2	10.6	39.2	31.7	13.5	21.9	17.6	13.1	33.7
＜ 産 業 ＞													
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	30.6	9.6	14.2	9.0	6.8	18.8	18.8	7.1	14.2	7.1	9.3	21.0
建設業	100.0	41.2	10.4	12.4	17.5	9.0	20.4	15.7	6.6	12.3	10.4	16.7	18.6
製造業	100.0	49.0	11.9	12.1	18.2	9.9	29.1	22.5	7.8	15.3	11.3	11.8	33.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	49.4	26.8	27.4	6.3	5.1	18.2	16.4	6.0	12.3	7.9	14.5	15.1
情報通信業	100.0	54.7	5.3	14.2	12.1	4.9	31.4	23.6	6.6	17.6	9.4	25.5	27.2
運輸業，郵便業	100.0	58.0	13.3	17.0	19.0	9.8	44.7	33.6	17.4	25.4	23.0	9.6	35.5
卸売業，小売業	100.0	73.8	36.1	16.4	30.3	16.3	60.7	55.5	25.1	35.8	30.5	15.9	49.4
金融業，保険業	100.0	51.3	6.2	25.4	27.4	7.4	45.0	27.3	19.0	24.6	24.4	21.1	23.7
不動産業，物品賃貸業	100.0	54.1	14.9	11.1	8.8	5.4	35.7	27.3	11.3	20.9	8.2	4.4	30.2
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	50.1	11.5	14.6	12.0	9.1	30.4	26.6	7.7	12.6	9.1	12.9	25.6
宿泊業，飲食サービス業	100.0	63.7	19.3	17.0	26.3	13.9	54.9	45.2	26.7	30.0	22.6	8.3	46.2
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	58.7	12.7	14.4	15.6	5.3	44.9	40.0	14.2	17.0	12.5	17.7	32.7
教育，学習支援業	100.0	54.4	13.9	15.6	12.4	5.3	47.6	39.1	11.1	18.9	23.0	7.5	21.0
医療，福祉	100.0	64.3	20.0	16.8	21.5	13.6	54.1	49.2	13.8	33.8	19.6	11.1	41.7
複合サービス事業	100.0	41.9	20.9	20.1	17.7	13.3	29.2	25.1	13.7	17.5	13.0	6.9	22.5
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	50.4	16.5	19.0	23.2	15.6	43.3	32.9	16.5	28.4	17.2	12.9	36.2
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	62.5	22.6	23.1	26.3	9.8	48.5	39.5	17.9	27.0	26.3	18.1	33.2
1,000～4,999人	100.0	59.1	17.2	19.9	22.4	15.7	40.3	34.5	17.2	26.5	17.7	18.1	40.2
500～999人	100.0	54.2	16.8	16.3	27.8	15.3	38.9	31.3	12.5	22.7	14.2	10.6	33.8
300～499人	100.0	56.7	10.2	12.1	18.3	6.6	41.8	30.2	8.5	23.7	18.9	8.3	39.0
100～299人	100.0	49.1	13.8	9.1	10.9	8.0	33.5	27.4	10.1	15.3	13.3	9.8	32.5
30～99人	100.0	42.3	13.5	7.9	14.0	6.3	26.5	19.6	9.2	12.1	9.8	5.7	19.4
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
本部組合	100.0	59.4	16.6	21.1	24.4	13.0	42.1	37.7	18.1	26.3	19.2	15.6	39.4
単位労働組合	100.0	54.8	16.5	15.5	19.9	10.5	39.1	31.3	13.3	21.7	17.5	12.9	33.4
支部等の単位別組合	100.0	56.4	18.4	18.2	23.9	11.9	41.4	32.3	14.9	24.2	20.5	14.7	31.4
単位組織組合	100.0	53.0	14.3	12.2	15.2	8.8	36.3	30.2	11.3	18.6	14.0	10.8	35.8
令和2年調査計	100.0	56.5	19.9	17.4	23.8	12.9	38.3	31.7	17.9	26.6	19.5	13.5	40.5

注：過去1年間とは、令和2年7月1日から令和3年6月30日までをいう。

- 1) 話合いが持たれた事項「不明」を含む。
- 2) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
- 3) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 4) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
- 5) 教育訓練（研修、セミナー等）について、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 6) 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
- 7) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
- 8) 受け入れ時における事前協議を含む。
- 9) 教育訓練、福利厚生等を含む。

(3) 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約に規定がある」は42.1%（令和2年調査41.0%）となっている。労働協約に規定がある事項をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」34.7%（同33.8%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」28.3%（同27.2%）、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」28.0%（同26.5%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」31.3%（同29.6%）が最も高くなっている。（第12表）

第12表 正社員以外の労働者に関する労働協約に規定がある事項別割合

区 分	計	複数回答（単位：％） 令和3年											
		正社員以外の労働者に関する事項に規定がある	パートタイム労働者の雇入れに関する事項	有期契約労働者の雇入れに関する事項	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）への通知	正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件	賃金に関する事項	教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項	派遣労働者に関する事項	同一労働同一賃金に関する事項
	1)	2)	2)	2)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	8)	9)	
計	100.0	42.1	28.0	28.3	27.9	18.6	34.7	31.3	24.4	29.9	28.3	17.0	20.8
＜ 産 業 ＞													
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	32.1	27.5	27.5	30.0	25.3	25.1	22.9	22.9	25.1	22.9	22.9	25.1
建設業	100.0	35.7	22.7	25.1	20.8	18.5	29.1	23.1	22.3	26.1	21.5	18.9	16.6
製造業	100.0	38.6	25.8	24.4	25.6	15.0	31.7	29.9	23.4	28.5	25.7	16.1	21.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	43.1	26.3	26.4	28.9	15.9	33.5	29.7	19.9	31.4	26.3	14.5	16.8
情報通信業	100.0	39.6	18.6	27.4	27.7	15.7	34.3	26.8	21.0	26.9	27.9	17.3	21.6
運輸業、郵便業	100.0	49.7	28.4	34.8	29.0	20.0	40.8	35.3	27.0	33.3	31.5	18.8	26.0
卸売業、小売業	100.0	48.1	36.7	29.2	34.5	20.9	39.2	35.9	28.4	33.4	33.1	19.6	17.7
金融業、保険業	100.0	31.3	17.7	27.8	26.2	22.6	27.2	25.8	21.0	25.2	25.5	16.2	15.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	53.9	39.6	37.7	41.3	32.5	47.9	39.9	36.3	39.9	43.8	30.7	33.5
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.0	26.1	28.7	20.4	11.7	28.6	26.0	19.9	25.5	22.7	13.7	16.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	46.1	29.9	28.6	30.0	25.6	35.7	26.2	16.0	23.5	27.7	17.6	21.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	52.7	32.6	42.7	40.6	25.4	43.6	41.6	33.6	37.4	33.7	28.1	31.3
教育、学習支援業	100.0	31.5	23.3	26.6	14.4	14.1	27.4	25.5	14.4	22.5	22.9	14.6	14.0
医療、福祉	100.0	43.9	32.4	27.0	22.5	17.6	34.1	28.7	20.8	26.9	26.9	10.0	16.5
複合サービス事業	100.0	57.4	45.2	44.7	47.9	40.9	52.6	48.6	38.7	45.5	44.6	20.2	37.4
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	28.8	19.0	16.5	17.1	12.2	23.8	18.7	15.2	17.7	18.2	11.1	13.2
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	47.6	28.7	30.4	30.5	19.8	37.7	32.9	23.9	31.2	31.3	14.1	23.1
1,000～4,999人	100.0	38.9	26.2	26.8	27.7	18.9	31.0	28.5	23.9	27.2	25.3	16.5	16.0
500～999人	100.0	30.6	19.7	21.7	20.5	10.9	27.0	22.4	16.8	22.0	22.3	14.9	16.4
300～499人	100.0	36.1	25.0	25.9	24.8	16.4	30.3	28.6	21.0	27.0	23.6	18.5	18.1
100～299人	100.0	52.0	37.1	35.8	36.0	23.9	43.3	39.7	31.5	36.8	34.8	21.5	26.4
30～99人	100.0	36.9	25.1	22.6	18.8	16.2	32.9	30.0	24.3	30.8	26.9	16.4	22.4
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
本部組合	100.0	37.2	19.6	22.2	24.2	15.1	29.7	27.1	20.9	25.8	26.0	17.8	18.3
単位労働組合	100.0	42.4	28.5	28.7	28.1	18.9	35.0	31.5	24.6	30.1	28.4	16.9	20.9
支部等の単位別組合	100.0	42.6	28.2	28.9	29.8	19.0	34.4	30.6	24.8	29.1	28.2	16.1	19.9
単位組織組合	100.0	42.1	28.9	28.4	26.0	18.6	35.8	32.7	24.2	31.3	28.7	18.0	22.1
令和2年調査計	100.0	41.0	26.5	27.2	26.3	16.0	33.8	29.6	24.2	28.1	28.2	14.5	18.9

注：1) 労働協約に規定がある事項「不明」を含む。
 2) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。
 3) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
 4) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
 5) 教育訓練（研修、セミナー等）について、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
 6) 福利厚生施設（食堂、休憩室、更衣室等）の利用や社宅の貸与などについて、正社員と差別的取扱いをしないことなどを含む。
 7) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項などをいい、雇用期間の定めのある者に限る。
 8) 受け入れ時における事前協議を含む。
 9) 教育訓練、福利厚生等を含む。